

平成25年9月11日

## 公 告

海上自衛隊佐世保地区における自動販売機（たばこ自動販売機を除く。）  
の設置及び運営に関する業者の募集について

海上自衛隊佐世保地方総監部  
管理部長 福永賢太郎

長崎県佐世保市に所在する海上自衛隊佐世保地区（干尽、平瀬、立神及び崎辺地区）において、自動販売機を設置し運営を行う業者について、次のとおり募集します。

## 1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

## 2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可



## 3 設置機種及び台数

飲料自動販売機：37台

- (1) 缶・ペットボトル式 34台
- (2) 紙パック式 3台

## 4 募集要領の配布

## (1) 期間

平成25年9月13日(金) 午前9時から

平成25年9月24日(火) 午後5時まで

※公募へ参加する場合は、募集要領の受領が必須です。

## (2) 場所

次のアからウのいずれかの場所において受領してください。

- ア 〒857-8567 佐世保市平瀬町18  
海上自衛隊佐世保地方総監部厚生課  
TEL 0956-23-7111 (内線3312)
- イ 〒857-1176 佐世保市崎辺町無番地  
海上自衛隊佐世保教育隊厚生科  
TEL 0956-32-1121 (内線231)
- ウ 〒857-8555 佐世保市干尽町9-1  
海上自衛隊佐世保基地業務隊厚生科  
TEL 0956-23-7111 (内線3492)

## 5 説明会【重要事項】

- (1) 日時：平成25年9月26日(木) 午後1時30分から
- (2) 場所：佐世保地方総監部契約課第1入札室
- (3) 携行品：項目4に示す募集要領
- (4) その他：説明会への参加者は2名までとします。

説明会に参加を希望される業者は、説明会前日までに会社名、出席者氏名及び連絡先を書面(様式随意)により項目4(2)までご連絡ください。

なお、本説明会へ参加されない業者の方は、公募に参加できませんのでご了承ください。

## 6 その他

細部の内容は、募集要領による。